

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目次

規則

○福島県事務委任規則の一部を改正する規則 一

訓令

○職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令 二

○福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令 二

福島県教育委員会

○教育庁職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程 三

○指導主事の駐在及び服務等に関する規程を廃止する規程 七

福島県人事委員会

○勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則 七

○福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 七

○公印を新調し使用を開始する件 七

## 規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県規則第三十六号

#### 福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五号第七号(1)中「市町村社会福祉協議会」を「県が所轄庁となる法人のうち社会福祉協議会」に改め、同号(2)中「保育所」を「県が所轄庁となる法人のうち保育所」に改める。

第六号第二十六号(9)中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同号(10)から(13)ま

での規定中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改め、同号(14)中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同号(34)を同号(47)とし、同号(47)の前に次のように加える。

- (42) 第三十五条第二項の規定による犬及び猫の引取場所の指定
  - (43) 第三十五条第三項で準用する同条第一項の規定による犬及び猫の引取り
  - (44) 第三十五条第三項で準用する同条第二項の規定による犬及び猫の引取場所の指定
  - (45) 第三十五条第四項の規定による犬及び猫の所有者の発見及び返還並びに譲渡
  - (46) 第三十六条第二項の規定による犬、猫等の動物又は犬、猫等の死体の収容
  - 第六号第二十六号中(33)を削り、同号(32)中「ねこ」を「猫」に、「引取場所の指定」を「引取りの拒否」に改め、同号(32)を同号(41)とし、同号中(31)を(40)とし、(30)を(39)とし、(29)を(38)とし、(28)を(37)とし、(27)を(36)とし、(26)を(35)とし、(25)を(34)とし、(24)を(33)とし、(23)の前に次のように加える。
  - (32) 第二十五条第三項の規定による命令及び勧告
  - 第六号第二十六号中(23)を(31)とし、(22)を(30)とし、同号(30)の前に次のように加える。
  - (24) 第二十四条の二の規定による届出の受理
  - (25) 第二十四条の三第一項及び第二項の規定による届出の受理
  - (26) 第二十四条の四で準用する第十六条第一項の規定による届出の受理
  - (27) 第二十四条の四で準用する第二十三条第一項の規定による勧告
  - (28) 第二十四条の四で準用する第二十三条第三項の規定による命令
  - (29) 第二十四条の四で準用する第二十四条第一項の規定による報告の徴収及び立入
- 検査
- 第六号第二十六号中(21)を(23)とし、(20)を(22)とし、(19)を(21)とし、同号(18)の次に次のように加える。
  - (19) 第二十二条の六第二項の規定による届出の受理
  - (20) 第二十二条の六第三項の規定による命令
  - 第六号第二十六号に次のように加える。
  - (48) 第四十一条の二の規定による通報の受理
  - 第六号第二十六号の二中(7)から(9)までの規定を次のように改める。
  - (7) 第五条第六項の規定による書類の提出の要求
  - (8) 第十条第一項の規定による動物取扱責任者研修の開催及び通知
  - (9) 第十条の六第三項の規定による書類の提出の要求
- 第六号第二十六号の二中(10)を削り、(11)を(10)とし、(12)を(11)とし、(13)を(12)とし、(14)を(13)とし、(15)を(14)とし、(16)を(15)とし、(17)を(16)とし、(18)を(17)とし、同号(19)中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同号(19)を同号(18)とし、同号(20)中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同号(20)を同号(19)とし、同号(21)中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同号(21)を同号(20)とし、同号(22)中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同号(22)を同号(21)とし、同号(23)を同号(22)とし、同条第二十六号の三(1)中「第三号第一号」を「第三号第二号」に改め、同号(2)中「第三号第二号」を「第三号第四号」に改め、

に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(行政経営課)

訓 令

福島県訓令第八号

本庁機関  
出先機関

職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程(昭和三十八年福島県訓令第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表東日本旅客鉄道株式会社常磐線の復旧に係る新地町内の用地取得のあつせんに関する業務に従事する職員の項を次のように改める。

東京電力株式会社 福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所に係る情報の収集に関する業務に従事する職員	双葉郡楢葉町大字北田字鐘突堂五番地の六(楢葉町)	東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所に係る情報の収集に関すること。
---	--------------------------	---

別表県民健康管理調査に係る調査の実施の企画及び関係機関との調整に関する業務に従事する職員の項中「県民健康管理調査」を「県民健康調査」に改め、同表桜川広域基幹河川改修に関する業務に従事する職員の項を削り、同表に次のように加える。

吾妻土湯道路の管理に関する業務に従事する職員	耶麻郡猪苗代町大字若宮字 朴木平甲二九六三番地の九	吾妻土湯道路の管理に関すること。
大規模管繕工事の監理に関する業務	田村郡三春町大字熊耳字下 荒井一七六番地の五	大規模管繕工事の監理に関すること。

に従事する職員

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県訓令第九号

本庁機関  
出先機関

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程(昭和四十四年福島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「及び第四項」を「第四項及び第五項」に改める。

別表第一の1の表備考8中「空港利用用田(課長)」の次に「が、土木課長が定める事項については行政監理規程第23条の3に規定する復興住宅田(課長)」を加える。

別表第二の5の表自立支援総室の部児童家庭課の項4を次のように改める。

4 母子保健法(昭和40年法律第141号)の施行に関する次に掲げること。	保健(課長) 福祉(課長) 事務(課長) 所長(課長)
第9条の規定による知識の普及	

別表第二の5の表自立支援総室の部障がい福祉課の項2中(2)及び(2)を削る。

別表第二の7の表農業支援総室の部農業経済課の項に次のように加える。

6 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)の施行に関する次に掲げること。	
(1) 第33条の6の規定による仮理事の選任(農林事務所区域を超えない区域を地区とする農業共済組合(以下「農林事務所未達の共済組合」という。))に係るものに限る。(2)から(4)までにおいて同じ。)	○
(2) 第43条第2項の規定による認可	企画(課長) 部長(課長)

(3) 第85条の10第1項の規定による認可									
(4) 第87条の2第4項の規定による認可									
(5) 第107条第4項後段、第115条第4項、第120条の7第5項後段、第120条の15第6項後段及び第120条の23第3項後段の規定による認可（主務大臣と協議を要するものを除き、農林事務所未達の共済組合に係るものに限る。）									
(6) 第142条の2の規定による検査（第142条の3の規定による検査の事後確認検査に係るもの及び農林事務所未達の共済組合に係るものに限る。）									
(7) 第150条の2第1項ただし書の規定による指定									
7 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）の施行に関する次に掲げること。									
第7条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査									
8 農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）の施行に関する次に掲げること。									
第6条第1項の規定による貸付資格の認定									
9 山村振興法（昭和40年法律第64号）の施行に関する次に掲げること。									
第17条の規定による農林漁業経営改善計画の基準適合の認定									
10 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の施行に関する次に掲げること。									
第26条の規定による農林漁業経営改善計画の基準適合の認定									
11 福島県農業改良資金貸付規則を廃止する規則（平成22年福島県規則第52号）									

附則第2項及び第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同規則による廃止前の福島県農業改良資金貸付規則（昭和60年福島県規則第43号）の施行に関する次に掲げること。									
(1) 第8条第1項の規定による貸付けの決定									
(2) 第10条の規定による貸付けの決定の取消し、内容の変更命令及び償還命令									
(3) 第13条第1項の規定による償還金の支払猶予の承認									
(4) 第15条の規定による事業計画の変更の承認									
(5) 第15条の2の規定による据置期間の変更承認									
(6) 第16条第2項の規定による報告の徴収及び検査									
(7) 第18条の規定による弁済を充当すべき債務の指定									

別表第二の7の表農業支援総室の部農業経済課金融共済室の項を削る。

**附則**

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一条第八号の改正規定は、同年三月二十八日から施行する。  
（行政経営課）

**福島県教育委員会**

**福島県教育委員会訓令第一号**

教育 育 庁 本 庁  
教育委員会の所管に属する教育機関  
教育庁職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程を次のように定める。  
平成二十六年三月二十八日  
福島県教育委員会

**教育庁職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程**

（職員の駐在）  
**第一条** 教育委員会は、業務の遂行上必要があると認めるときは、この訓令の定めるところ

ころにより、職員をして、その所属する機関の所在する場所以外の場所に駐在させ、勤務させることができるものとする。

(服務)

第二条 前条の規定により駐在する職員の服務については、この訓令に定めるもののほか、福島県教育庁等服務規程(平成十五年福島県教育委員会訓令第十二号)に規定するところによる。

(駐在員の駐在の場所及びその職務)

第三条 第一条の規定によりその所属する機関の所在する場所以外の場所に駐在させ、勤務させる職員(以下「駐在員」という。)は、別表の上欄に掲げる職員とする。

2 駐在員は、辞令の定めるところにより、別表の中欄に掲げる場所に駐在し、同表の下欄に掲げる業務に従事するものとする。

(他の機関の協力等)

第四条 駐在員の駐在の場所が教育事務所又は教育委員会の所管に属する教育機関であるときは、当該教育事務所又は教育委員会の所管に属する教育機関の長は、当該駐在員が駐在している間は、その業務の執行について、当該駐在員に協力するものとする。

2 教育事務所又は教育委員会の所管に属する教育機関に駐在している駐在員は、その業務の執行について当該教育事務所又は教育委員会の所管に属する教育機関の長と連絡を密にし、これを円滑に処理するように努めなければならない。

(報告)

第五条 駐在員は、毎月十日までに、前月分の勤務状況報告書(第一号様式)を所属長に提出しなければならない。この場合において、教育事務所又は教育委員会の所管に属する教育機関に駐在している駐在員にあつては、当該勤務状況報告書の提出については、教育事務所又は当該教育委員会の所管に属する教育機関の長を経由しなければならない。

(簿冊)

第六条 駐在員は、その駐在の場所に、次に掲げる簿冊を備え、常時これを整理しておかなければならない。

- 一 出勤簿(福島県教育庁等服務規程様式第二号)
- 二 文書整理補助簿(福島県教育委員会文書等管理規則(平成十二年福島県教育委員会規則第二十一号)様式第三号に準ずる様式によるもの)
- 三 消耗品受払補助簿(福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)第七十七号様式(その一)の二)に準ずる様式によるもの)
- 四 郵便切手受払補助簿(福島県財務規則第七十七号様式(その三)の二)に準ずる様式によるもの)
- 五 勤務日誌(第二号様式)

第七条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。  
別表(第三条関係)

双葉郡への学校設置に関する業務に従事する職員	いわき市四倉町字五丁目四番地(四倉高等学校)	双葉郡への学校設置に関すること。
県立学校に係る学校管理及び人事管理の指導及び助言に関する業務に従事する職員	福島市舟場町二番一号(県北教育事務所)	県北教育事務所管内区域に所在する県立学校に係る学校管理及び人事管理の指導及び助言に関すること。
	郡山市麓山一丁目一番一号(県中教育事務所)	県中教育事務所及び県南教育事務所管内区域に所在する県立学校に係る学校管理及び人事管理の指導及び助言に関すること。
	会津若松市追手町七番三二号(会津教育事務所)	会津教育事務所及び南会津教育事務所管内区域に所在する県立学校に係る学校管理及び人事管理の指導及び助言に関すること。
	南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地(相双教育事務所)	相双教育事務所管内区域に所在する県立学校に係る学校管理及び人事管理の指導及び助言に関すること。
	いわき市平字梅本一五番地(いわき教育事務所)	いわき教育事務所管内区域に所在する県立学校に係る学校管理及び人事管理の指導及び助言に関すること。
埋蔵文化財の保護に関する業務に従事する職員	南相馬市原町区本町一丁目三一番地	埋蔵文化財の保護に関すること。

## 第 1 号 様 式 （ 第 5 条 関 係 ）

所 属 長		課 長		駐 在 場 所 の 機 関 の 長												
年 月 分 勤 務 状 況 報 告 書																
職 氏 名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
備 考																
年 月 日																
様																
職 氏 名（記名押印又は署名）																

注 1 駐在員が2人以上の場合は、上席者が他の駐在員の分を取りまとめ、所属長に提出すること。

2 記入の要領は、福島県教育庁等服務規程に定める出勤簿の記入の例によること。ただし、出勤については、押印に代え○印とすること。

第 2 号 様 式 （ 第 6 条 関 係 ）

勤 務 日 誌									
年 月 日 ( 曜 日 )					天 候				
職 氏 名	出 勤	出 張	年 休	病 休	そ の 他 の 休 暇	特 休	欠 勤	出 張 先	
処 理 事 務 の 内 容 等									
そ の 他 特 記 す べ き 事 項									
備 考									

注 1 駐在員が 2 人以上の場合は、上席者が他の駐在員の分を取りまとめ、整理すること。

2 「出勤」、「出張」、「年休」、「病休」、「その他の休暇」、「特休」及び「欠勤」の欄には、該当欄に○印を付すこと。

福島県教育委員会訓令第二号

(教育総務課)

教育 庁 本 庁  
指導主事の駐在及び服務等に関する規程を廃止する規程を次のように定める。  
平成二十六年三月二十八日  
福島県教育委員会

指導主事の駐在及び服務等に関する規程を廃止する規程

指導主事の駐在及び服務等に関する規程(平成二十五年福島県教育委員会訓令第一号)は、廃止する。  
附 則  
この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(健康教育課)

福島県人事委員会

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十六年三月二十八日  
福島県人事委員会  
委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第八号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則  
勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和三十三年福島県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。  
第七条の次に次の一条を加える。  
(審査委員の指名等)

第七条の二 人事委員会は、要求を受理した場合において必要があると認めるときは、人事委員会委員又は事務局長を審査委員に指名し、第八条から第十条までに規定する人事委員会の権限に属する事務を行わせることができる。  
2 人事委員会は、前項の規定により審査委員を二人以上指名したときは、当該審査委員のうち一人を審査委員長に指名しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

福島県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局

福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十六年三月二十八日  
福島県人事委員会  
委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

福島県人事委員会事務局処務規程(昭和五十二年福島県人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。  
第八条第一項中「信書郵便物等」を「信書便物等」に改める。

第十三条第一項中「同 福島県人事委員会委員長職務代理者印 方 二十四」を「同

福島県人事委員会委員長職務代理者印 方 二十四

福島県人事委員会審査委員長印 方 二十三 に改める。

福島県人事委員会審査委員長印 方 二十三

別表第二中

人会職印  
島 県 員 長 者  
福 事 委 員 代 務 理

人会職印  
島 県 員 長 者  
福 事 委 員 代 務 理

福 島 県 人 事 委 員 会 審 査 委 員 長 印

福 島 県 人 事 委 員 会 審 理 委 員 長 印

を  
に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年三月二十八日から施行する。



(総務審査課)

福島県人事委員会告示第二号

公印を次のように新調し、平成二十六年三月二十八日その使用を開始する。

職印

平成二十六年三月二十八日

福島県人事委員会 審査委員長印	福島県人事委員会 審査委員長印	公印の名称
		印影

福島県人事委員会  
委員長 今野 順夫

(総務審査課)